

# 令和元年度（2019年度） 熊本県クリーニング師試験実施要領

## 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年（2019年）10月27日（日）  
（受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで）
  - ア 学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで（1時間）
  - イ 実地試験 午後1時10分から
- (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市西区上熊本二丁目6番7号）  
受験者用の駐車場はないので、試験当日は公共交通機関等を利用すること。  
試験会場は、工場敷地を含め全て禁煙。

## 2 試験科目

- (1) 学科試験
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験（洗たく物の処理に関する知識及び技能）
  - ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
  - イ 繊維の鑑別
  - ウ 薬品の鑑別
  - エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ
    - 1 電蒸アイロン及び長袖ワイシャツは、熊本県で準備する。
    - 2 アイロン仕上げの際にノリは使用しない。

## 3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

## 4 受験手続等

- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布  
願書は、令和元年（2019年）8月16日（金）から令和元年（2019年）9月13日（金）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウ

ンロード可)。

なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒(1部請求の場合))を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に請求すること。

(2) 提出書類

ア 願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書等)

卒業証書の写しの場合は、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること(確認後、原本は返却する。 )。

また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本(又は抄本)を提出すること。

エ 写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの(写真の裏に、受験希望者の氏名を記入すること。)

(3) 受験手数料

受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。

(4) 願書等の提出先

県内に住所を有する受験希望者にとっては、県内各保健所(熊本市保健所を含む。)へ提出すること。

また、県外に住所を有する受験希望者にとっては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)へ提出すること。

(5) 願書等を郵送で提出する場合

やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、以下のいずれかによることとする。

ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。

イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替(普通為替)7,600円分を同封し、書留で郵送すること。

(6) 願書等の受付期間

令和元年(2019年)8月16日(金)から令和元年(2019年)9月13日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。)までとする。

なお、郵送による場合は、令和元年（2019年）9月13日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(7) 受験票の交付

受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課から願書記載の受験者現住所へ送付する。

## 5 合格基準

(1) 学科試験

3科目の合計得点が、満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は、不合格とする。）

(2) 実地試験

4科目の合計得点が、満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は、不合格とする。）

## 6 合格者の発表

令和元年（2019年）11月15日（金）午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。

また、合格者には合格通知書を送付する。

なお、電話による合格者の照会には一切応じない。

## 7 その他

(1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話番号096-333-2245）に行くこと。

(2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表後から令和元年（2019年）12月16日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

(3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しない。

(4) 試験問題について疑義等があった場合は、試験終了後から令和元年（2019年）11月5日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に申し出たものについて対応する。